

## 社会福祉法人逗子市社会福祉協議会ホームページバナー広告表現ガイドライン

### (目的)

第1条 社会福祉法人逗子市社会福祉協議会（以下「本会」という。）ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたって、社会福祉法人逗子市社会福祉協議会ホームページ有料広告掲載要綱に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

### (禁止事項)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きや、ユーザーに誤解を与えるおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (4) テキストボックス（入力ができるもの、入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるもの、下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) その他、入力等何らの操作ができると誤解させるおそれのあるもの

### (本会ホームページとの区別)

第3条 次の表現については、ユーザーが本会ホームページの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止する。

- (1) 本会ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「高齢者相談」「教育相談」など行政及び本会を連想させる分野において、一般的な表現を用いるなど、ユーザーが行政及び本会の事業であると錯誤しやすいもの
- (3) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの

### (色調)

第4条 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

### (解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度は適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

## 附 則

このガイドラインは令和5年12月20日から施行する。